

## 全数届出見直し後の取扱い（9月26日から）

### 1 全数届出見直しの概要

(1) オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、9月26日より、全国一律で、感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を次の4類型に限定

#### 【4類型】

- a. 65歳以上の者
- b. 入院を要する者（当初、発生届の対象外であった者が、体調悪化等により療養途中で受診し、入院となる場合を含む）
- c. 重症化リスクあり、かつ、「新型コロナ治療薬の投与」又は「新たに酸素投与」が必要な者
- d. 妊婦

(2) 全数届出の見直し後も、発生届の対象とならない方を含め、感染者の総数は、引き続き把握

### 2 医療機関における取扱い

(1) 発生届対象者（4類型該当者）

【対応】 ①陽性告知、②発生届

⇒ 従来どおり、療養の案内や健康観察は保健所で行う

(2) 発生届対象外の者

【対応】 ①陽性告知、②チラシ（道が作成※1）による案内（陽性者健康サポートセンター等）

〔チラシについては、スマートフォンを使用している方用に掲示いただく  
ほか、スマートフォンを使用していない方に配付をお願いします。〕

⇒ 自宅等での自主療養となる、体調悪化時は「陽性者健康サポートセンター」に相談

(3) 陽性者数の報告

・毎日の陽性者総数（上記(1)+(2)）について、年代別に報告（HER-SYS※2）

#### ※1 チラシの掲載事項

- ・自主療養・療養期間の説明
- ・健康相談窓口（陽性者健康サポートセンター）の連絡先
- ・食料品等（自宅療養セット）の申込の連絡先
- ・宿泊療養受付の連絡先
- ・上記支援内容等を説明する道ホームページのリンク（QRコード）  
（北海道コロナチャットボットシステムから各支援内容へ誘導します）

#### ※2 陽性者数報告

- ・HER-SYS入力による報告（困難な場合は保健所にFAX等で報告）  
※HER-SYSの入力に可能な限りご協力をお願いします

### 3 北海道陽性者登録センターについて（9月13日から運用）

(1) 機能

- ① 自主検査希望者に対し、当面の間、Web申込みにより抗原定性検査キットを無料配付
- ② キットを用いた自主検査により陽性疑いとなった場合、Web申込みにより陽性判定
- ③ 道（新型コロナウィルス感染症対策指揮室）への陽性者数の報告

(2) 対象者

65歳未満で、次の要件に全て該当する者（発生届の対象外者）

- ・保健所設置市（札幌、旭川、函館、小樽）以外の市町村
- ・有症状で軽症
- ・重症化リスク（妊婦、透析患者、抗がん剤治療中または治療直後）なし
- ・医療機関の受診までは必要ないが、検査（判定）結果のみ必要

#### 4 北海道陽性者健康サポートセンターについて（9月26日から運用）

##### (1) 機能

- ・陽性者からの体調悪化時等の相談に対応する（24時間）  
（必要に応じ、保健所と連携）

##### (2) 対象者

自宅で療養している陽性者

#### 【参考：検査キットによる自主検査を行った者からの受診相談について】

下記、(1)・(2)のいずれかの対応が考えられる。

- (1) 症状や重症化リスクなど、総合的に判断し、必要な場合は診察  
※ 改めての検査実施の要否は、診察する医師の判断
- (2) 診察を必要としない有症状者（上記3(2)の「北海道陽性者登録センター」の対象）で、自主検査結果の判定を希望する者は、北海道陽性者登録センターを案内  
※ 無症状の場合は、症状が出た場合に、北海道陽性者登録センターの活用が可能  
※ 発生届の対象者は、北海道陽性者登録センターの対象外

#### 【参考：自主療養している療養者（発生届対象外者）への診療について】

- 発生届の対象とならない陽性者（下記①、②を含む）が、自主療養中に体調悪化などで、医療機関を受診した場合にコロナ患者と診断されれば（※）、従来通り、公費の請求の対象となる。（※必ずしも医療機関で改めて検査が必要であるわけではない。）  
①他の医療機関（発熱外来等）で診療・検査を受け、陽性となった場合  
②北海道陽性者登録センターで判定し、陽性となった場合
- なお、国通知では、陽性確認の方法として、本人からの申し出を基本として、次のいずれかの書類を用いることが考えられるとしているため、陽性者に対し、これらの書類をいつでも提示できるよう保管しておくことについて、チラシなどにより、周知・案内します）

##### ①書類のみから推定可能な書類

- ・医療機関や検査センター等で実施された検査結果が分かる書類
- ・コロナ治療薬が処方された処方箋・服用説明書
- ・陽性者登録センターの判定結果（連絡メール）
- ・医療機関が記載した簡易な診断様式

##### ②書類のみでは推定できないため、本人からの申し出を補強する書類

- ・診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）」が記載されたもの）
- ・診療費請求書兼領収書（コロナ診療に関する記載が確認できるもの）

#### 【参考：発生届の対象外である陽性者へのサポート体制】

設置主体	自主検査による陽性者への対応	療養中の健康相談機能
北海道 （道立保健所管内）	陽性者登録センター 9/13運用開始	陽性者健康サポートセンター 9/26運用開始(9/22設置)
札幌市	陽性者登録センター 5/1運用開始	陽性者サポートセンター 5/1運用開始
旭川市	陽性者登録窓口 （9/26運用開始予定）	陽性者サポート窓口 （9/26運用開始予定）
函館市	・医療機関でキット配布	療養者相談センター （現行体制で対応）
小樽市	小樽市陽性者登録窓口 8/25運用開始	健康観察フォローアップセンター 9/26運用開始